

議案第 83 号

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 12 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第 6 条第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、「又は同規定と同様の境遇にある男子」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。